

議事要旨(4) 公開草案「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」について

冒頭、西川委員長より、当議題については次回に公開草案としての議決に至るものと考えているとの説明があり、次いで秋葉主席研究員より、金融商品に関する会計基準の改正案及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）について、前回委員会からの主な修正箇所等の説明がなされた。

<金融商品会計基準の改正案>

- ・ 適用時期を平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からとした。
- ・ 当基準の改正により修正されることとなる他の会計基準等の整理を行った。

<金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）>

- ・ 金融商品に係るリスクの記載において、複合金融商品について条件が特殊なものは、その概要を記載することを明記した。
- ・ 従来の金融資産に加え金融負債の特定の企業等へのリスクの集中について概要を記載することが望ましいとした。
- ・ 時価の算定について、当適用指針の本文と開示例との関連付けを示すための文章を加えた。
- ・ その他有価証券の決算時の時価として用いられる期末前1か月の市場価格の平均値に基づいて算定された価額を、開示においても時価額とすることを明示した。
- ・ 時価の開示例において資産サイドと負債サイドのプラスマイナスがわかるよう工夫した。
- ・ 同じく開示例において、資金調達に係る流動性リスクの管理手法の具体例を追加した。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 時価開示の対象を拡大することで貸借対照表に時価を反映する対象も広がるのかとの質問がなされた。これに対し、キャッシュフローの確定している債券などについては時価の把握が困難と認められる場合は極めて限定的であるとの認識から、この限りにおいて時価の反映が拡大される旨の説明があった。
- ・ 金融商品会計基準の基本的な考え方には変更がないため修正は不要ではないかとの指摘があり、基準案の修正を検討することとされた。
- ・ 市場価格のない金融商品について、前提の置き方により複数の価格が算定されうる場合の取扱いについて質問があり、開示例における注記のように前提条件が異なれば価格が変動する可能性がある旨の記載をすることが想定される旨の説明があった。

以 上